

ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定されている。その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染であり、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行する重大な病気である。

「薬害肝炎救済特別措置法」が平成20年1月に制定されたが、患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、カルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、ほとんどの患者が対象から除外されている。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定されたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。

よって、国においては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

1. 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者に対する救済策を実行すること。
2. 薬害肝炎救済特別措置法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師等の証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
3. 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者に対する救済策を講じること。
4. 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うとともに、基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
5. ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化等をはかること。
6. 医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
7. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

横路 孝 弘 様
西岡 武 夫人 様
菅 直 善 人 様
菅 善 由 博 人 様
片 山 谷 田 彦 夫 様
仙 谷 田 佳 律 様
野 川 佳 律 様
細 川 佳 律 様